

○播磨町総合計画の策定に関する規程

平成元年 6 月 27 日 規程第 4 号

改正

平成19年 3 月 9 日 規程第 2 号

令和 4 年 2 月 17 日 規程第 1 号

播磨町総合計画の策定に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、播磨町の新総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において『総合計画』とは、21世紀にふさわしい播磨町の指針を定め、その目標を達成するために策定する基本構想及び基本計画をいう。

(策定委員会の設置)

第 3 条 総合計画を策定するため、播磨町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

- 2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は副町長、副委員長は部長をもって充てる。
- 4 委員は、職員の中から町長が任命する。
- 5 策定委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 策定委員会は、総合計画の原案を作成する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会の設置)

第 4 条 策定委員会の補助機関として、次に定める専門部会を設置することができる。

- (1) 総括部会（総括・行財政）
- (2) 教育・文化部会（教育・文化・コミュニティ）
- (3) 生活部会（福祉・健康・産業）
- (4) 環境部会（生活環境・都市基盤）

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもって構成する。
- 3 専門委員は、職員の中から町長が任命する。
- 4 部会長及び副部会長は、専門委員の中から委員長が指名する。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会は、総合計画策定の基礎となる資料の収集調査、研究及び当該部門の計画素案を作成する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会の相互調整)

第5条 委員長は、各専門部会の相互調整を図る必要があるときは、第4条第5項の規定にかかわらず、2以上の専門部会を同時に招集することができる。

(総合計画の決定)

第6条 総合計画は、策定委員会が作成した原案を庁議に諮り、町長が決定する。

2 前項により総合計画を決定しようとするときは、長期総合計画審議会に諮問するものとする。

(資料の提出等)

第7条 専門委員は、職務遂行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

2 前項の要求があったときは、関係職員は、速やかに必要書類を整えて専門委員に説明しなければならない。

(庶務)

第8条 総合計画策定に関する庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日規程第1号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月8日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日規程第12号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月9日規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月17日規程第1号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。